

岡山市「移動式赤ちゃんの駅」貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、乳幼児を抱える保護者の子育てを支援する取り組みの一環として、市内で開催されるイベント等に、乳幼児のおむつ交換や授乳を行うためのスペースとして「移動式赤ちゃんの駅」を貸し出し、設置することにより、子育て家庭が安心してイベント等に参加できる環境づくりを推進していくことを目的とする。

(貸出物品)

第2条 この要綱における移動式赤ちゃんの駅とは、別表1に掲げる備品によって構成されるものとする。

(貸出しの条件)

第3条 貸出しの対象となる団体及びイベント等は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内で開催され、岡山市民を対象とするイベント等
- (2) 乳幼児を連れて保護者が参加できるイベント等
- (3) 特定の政治、思想又は宗教の活動を目的としない団体及びイベント等
- (4) 営利を主たる目的としないイベント等
- (5) 法令又は公序良俗に反しない団体及びイベント等

(貸出し対象者)

第4条 移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けることができるものは、前条に規定するイベント等を開催する主催者（団体等の代表者）とする。

(貸出しの申込み)

第5条 移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けようとするもの（以下「申込者」という。）は、岡山市「移動式赤ちゃんの駅」貸出申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に必要な書類を添付し、貸出しを受けようとする日の6か月前から7日前までに申込書を提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

(貸出しの承認等)

第6条 市長は、申込書の提出があったときは審査を行い、貸出しの可否を決定し、岡山市「移動式赤ちゃんの駅」貸出承認通知書（様式第2号）又は岡山市「移動式赤ちゃんの駅」貸出不承認通知書（様式第3号）により申込者に通知する。

2 貸出しの希望期間が重複する複数の申込みがあった場合の貸出順位は、次の順序による。

- (1) 岡山市が主催するイベント
- (2) 岡山市が後援するイベント
- (3) 上記以外のイベント

3 前号の規定により同順位である者相互間の貸出順位は、申込みの先着順とする。

(貸出しの期間)

第7条 移動式赤ちゃんの駅貸出期間は、おおむねイベント等の実施期間に前後1日を加えた期間内とし、最長7日とする。ただし、貸出しが重複しない場合で、市長が認める場合は、この限りではない。

(貸出料)

第8条 移動式赤ちゃんの駅の貸出料は、無料とする。

(貸出しおよび返却)

第9条 移動式赤ちゃんの駅貸出承認を受けたもの(以下「使用者」という。)は、自ら地域子育て支援課において、移動式赤ちゃんの駅を直接借り受け、返却しなければならない。なお、返却時には移動式赤ちゃんの駅に破損、汚損等がないか十分確認しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第10条 使用者は移動式赤ちゃんの駅の使用に際し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 授乳・おむつ替えスペースの提供以外の目的には使用しないこと。
- (2) 第三者に権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (3) 申込書に記載のイベント等以外には使用しないこと。
- (4) 善良な管理者の注意をもって適正に管理及び使用すること。
- (5) その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出承認の取り消し)

第11条 市長は、使用者が前条に掲げる事項を遵守しなかったとき、又はこの要綱の規定に違反したときは、貸出承認を取り消すことができる。

2 前項の場合において、既に貸出しを行っているときは、市長は返還を命じるものとし、使用者は直ちにこれに応じなければならない。

3 貸出承認の取消しにより使用者に損害が生じて、市は一切の責任を負わない。

(原状回復)

第12条 移動式赤ちゃんの駅を破損又は汚損したときは、使用者の責任と負担により、補修等必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

2 前項の場合において補修等が困難な状態まで破損又は汚損しているときは、市長は使用者に対し実費弁償させることができる。

(市の責任)

第13条 移動式赤ちゃんの駅の使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に

対しては、市は一切の責任を負わない。

(補足)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 貸出し物品一覧

授乳・おむつ替えテント	1張り
テントマット	1枚
テント用注水式ウェイト	4個
おむつ交換用ベット	1台
授乳用椅子	1脚
のぼり	2枚
のぼり棒・土台	2セット

※上記物品の単独での貸し出しは原則行わない。

様式第1号

岡山市「移動式赤ちゃんの駅」貸出申込書

年 月 日

岡山市長

申込者

住所（所在地）_____

氏名（名称及び代表者名）_____

移動式赤ちゃんの駅を使用したいので、下記のとおり申し込みます。

記

イベントについて	イベント名	
	内容	
	開催期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	開催場所	住所 施設名等
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
貸出希望期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
連絡先	所属 担当者名	
	電話番号	

※イベント内容が分かる資料（チラシ等）を添付してください。

誓約書

私は、岡山市「移動式赤ちゃんの駅」貸出要綱を遵守するとともに、貸出期間中に起こった移動式赤ちゃんの駅に関する事故等に関しては、岡山市に対して一切賠償請求を行わないことを誓約します。

申込者（代表者）_____

岡山市「移動式赤ちゃんの駅」貸出承認通知書

年 月 日

様

岡山市長

年 月 日付けで申請のありました、移動式赤ちゃんの駅使用について、下記のとおり承認します。

記

1 貸出期間

- ・貸出日 年 月 日
- ・使用期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- ・返却日 年 月 日

2 使用条件

- ・授乳、おむつ替えスペースの提供以外の目的には使用しないこと。
- ・第三者に権利を譲渡又は転貸しないこと。
- ・申込書に記載のイベント以外には使用しないこと。
- ・善良な管理者の注意をもって適正に管理及び使用すること。また、利用者のプライバシー保護や、不審者対策を行い、安全な利用に努めること。なお、設置にあたっては、本部の近くに設置したり、常時巡回したりする等、イベント主催者の目の届く範囲に設置すること。
- ・法令、条例、要綱等を遵守すること。

様式第3号

岡山市「移動式赤ちゃんの駅」貸出不承認通知書

年 月 日

様

岡山市長

年 月 日付けで申請のありました、移動式赤ちゃんの駅使用について、下記の理由で承認できません。

記

不承認理由